

入札・契約に係る情報（変更契約等の内容について）

担当課：総務部 契約検査課

※公表基準：当初契約について公表物件のうち、金額変更が伴う変更契約

物件名称	令和5・6年度第2工区工事
履行場所	藤井寺市恵美坂2丁目地内
契約者	(商号) (有)日照建設 (住所) 大阪府藤井寺市春日丘2-6-31 (代表者) 代表取締役 田中 照代
物件概要 (変更後の内容)	開削工 Vuφ200 L=426.6m DCIPφ100 L=377.6m 推進工 Vuφ200 L=20.0m SPφ300 L=5.47m マンホール工 1式 汚水ます及び取付管工 1式 付帯工 1式 舗装復旧工 A=2079.7㎡ マンホールポンプ工 1式

変更契約の経過とその内容について

※変更契約欄の契約金額は、
変更後契約金額を記載。

契約の種類	契約年月日	変更理由	契約履行期間	契約金額（税込）
変更契約	令和6年2月21日	別紙のとおり	令和5年7月13日 から 令和7年2月28日	¥167,955,700

変更理由書

- ・工事名：令和5・6年度第2工区工事
- ・請負業者：有限会社 日照建設
- ・契約日：令和5年7月12日
- ・工期：令和5年7月13日～令和7年2月28日

以下の理由により、変更が生じました。

(1) マンホール蓋の耐荷重変更について

- ・設計時、M-61 人孔のマンホール蓋耐荷重を T-25 で計算していましたが、本市の設置基準では T-14 を設置することとなっておりますので、減額変更するものです。

(2) 内副官の設置及び公共汚水樹への鉄製防護蓋の変更について

- ・設計時、M-60 人孔に直接流入させる取付管について副官の設置を想定していませんでしたが、段差が 60 cm 以上つくこともあり、内副官を設置することを指示しましたので、増額変更するものです。また、No.97 公共汚水樹について塩ビ製の樹設置としておりましたが、現地調査の結果 AS 舗装となっており、本市の設置基準では、鉄製防護蓋を設置することとなっておりますので、増額変更するものです。

(3) 石綿管撤去について

- ・本工事影響部分の石綿管撤去を見込んでおりましたが、影響部分が増えたため、増額変更するものです。

(4) 公共汚水樹について

- ・No.97 公共汚水樹について、所有者が不在で連絡することが出来ないため敷地内工事が不可能となりました。そのため、管止め施工とし減額変更するものです。
また、No.154-2 公共汚水樹について、所有者より不要と申出があったため、減額変更するものです。

(5) 埋設調査の追加について

- ・M-60 立坑内を掘削中、推進管布設部付近よりコンクリート殻等が発生しました。推進部にコンクリート殻がある場合、設計当初の工法では施工不可能であるため探査調査を指示したため、増額変更するものです。

(6) メタンガスの処理について

- ・M-1 立坑内にメタンガスが充満していることが判明しました。充満させたまま放置すると爆発する可能性があるため充満しないよう指示したため、増額変更するものです。

(7) メタンガスの測定について

- ・メタンガスが発生しているため検知器を用意し、測定することを指示したため、総額変更するものです。

(8) 公共汚水柵について

No.119 公共汚水柵及び No.122 公共汚水柵について所有者からの申出により設置個所を変更したため、削孔が減少したため減額変更するものです。

また、No.126 公共汚水柵設置個所について所有者からの柵を2か所設置してほしいという申出があり、本市の設置基準では2か所設置できるため、増額変更するものです。

上記内容について、請負契約書第19条（設計図書の変更）に基づき、設計変更を行うものです。

工 種	数 量	備 考
ます設置工 ます	N= (53) 50 箇所	
ます設置工 ます	N= (1) 3 箇所	
取付管布設工 取付管	N= (53) 52 箇所	
取付管布設工 取付管	N= (2) 3 箇所	
不明管撤去工 搬運搬処理（石綿管）	L= (85.2) 103.2 m	
事業損失防止費	N= (0) 1 式	

※変更前：上段（ ）書き

変更後：下段